

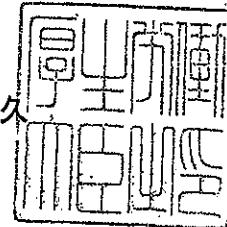
資料2

厚生労働省発医政1028第3号
平成28年10月28日

医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、
きゅう師及び柔道整復師分科会長 江藤 文夫 殿

厚生労働大臣

塩崎 恒久



あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る
学校養成施設認定規則について（諮問）

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則を改正することについて、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

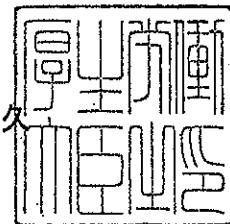
厚生労働省発医政1028第4号
平成28年10月28日

医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、
きゅう師及び柔道整復師分科会長 江藤 文夫 殿

厚生労働大臣

塩崎

恭久



柔道整復師学校養成施設指定規則について（諮問）

柔道整復師学校養成施設指定規則を改正することについて、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第12条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。